

報告

△子どもの権利▽の誕生と その社会的背景

寺崎 弘 昭

(東京大学)

東京大学教育学部で西洋教育史を担当しております寺崎です。わたしが、トップ・バッターとしてまずお話しすることは、一九八九年一月に国連総会で採択され早くも一九九〇年九月には発効いたしました「国連子どもの権利条約」の歴史的画期性についてです。そのことによって、△子どもの権利▽というものを今日どのように捉えればよいのか、ひいては「子どもの世界」と大人との関係あるいは「子育て」というものをどのように捉えればよいのか、というこの場の論題に関われればと思っております。

「子どもの権利」と言われたときにすぐ、これはわたしがもう子どもではなくなっているせいかもしれません、ある種憂鬱な気分になるということがあります。たとえば今日、この会場（東京都児童会館）に来ましたときにも、会館の正面に大きな垂れ幕が下げられていまして、それを見て憂鬱な気分を催した、といったことです。その垂れ幕には「毎日が子どもの日」と書いてあったのです。正直、「毎日が子どもの日」だったらわたしはもうか

なわない、と思ってしまうす。

「子ども」とか「子どもの権利」という言葉が、そういったいんどさ、揚げ句の果てに憂鬱さをも醸し出すというのは、わたしには歴史的な根拠があるように思えます。つまり、「子どもの権利」というタームが三〇〇年前に被ったある転換、その中で極めて保護主義的な概念へと変容して今日に至っているという事態が、そういったいんどさ、を醸し出す源だとわたしには思えるのです。しかもそれが三〇〇年の間にわたしたちのメンタリティーの中に抜き難く食い込んでいて、そこから生じる教育義務のお仕着せという枠の中で、結局その「子どもの権利」がわたしたちを苦しめてしまうという連関にとり込まれる、そういう構図が定着しているからではないか、とわたしには思えるのです。

教育法学者の永井憲一さんによりますと、「国連子どもの権利条約」の画期性は、三つに整理されます。第一に、これまでの子どもの権利宣言（一九二四年・一九五九年）が「宣言」にとどまっていたのに対し、批准国に対して拘束力をもつ「条約」へと変化したことです。第二は、子どもを保護の対象としてみる立場からの権利行使の主体としてみる立場へと、子ども把握そのものが「ラスティック」に変わったということです。第十二条「意見表明権」をはじめとしていわば「市民的自由権」が子どもに対して認められねばならないということになっています。そして第三に、施設でなんとかするという施設主義ではなく、親・共同体でなんとかするといういわば親・人間主義へと変化しているということ

です。この意味で今日のこの場合は、この提起に応えようとするものです。子どもをめぐる人間関係のありようを総点検することこそが、今求められているのです。

そこでわたしが注目したいのは、第二の点、つまり保護の対象としての子どもから権利行使の主体としての子どもへという子ども観の変化についてです。たしかにこれは人間としての子どもと大人の対等な関係を提唱した点で今日斬新な提起のようにみえますが、しかしまったく新たに提起されたものだというふうに言うことはできません。その点、このドラスティックな変化が奇しくもフランス革命二〇〇年の年——一九八九年——に起こったということは、象徴的な出来事のように思えます。そもそもそれは、ヨーロッパ近代の生成期に近代市民社会論の創成とともに萌芽的に孕まれたものだったのです。しかしその胎児は近代の確立とともに葬られてしまいます。わたしたちがこれまでふつう「子どもの権利」と言ってきたものは、その骸であったように思われます。

一 〈子どもの権利〉の誕生——隠蔽された歴史

以下まずは、その歴史的次第を簡単に概観してみましよう。そのさいわたしたちは、ホップズ「一六五一」（プーフエンドルフ「一六七二」）からロック「一六九〇」（バルベイラック「一七一二」）へという時点で、「子どもの権利」概念の非常に重大な転回

が生じたことに着目する必要があります。さきに「子どもの権利」というタームが三〇〇年前に被ったある転換について先回りして言及しておきましたが、まさにこの転回こそが現在のわたしたちのメンタリティーを支配している子ども観と関連しているのです。

「子どもの権利」というタームの歴史を遡っていくと、サムエル・プーフエンドルフ『自然法と万民法』（一六七二）第四巻第一章第四節中の次の文章に仙りつくはずです。

そしてかくて、子はその親から扶養を受ける完全な権利を有する。

この「子どもの完全な権利」という表現がたち現れるにあたってどのような親—子関係、あるいは父—子関係把握がベースにあったのかを考えるためには、「父権について」真正面から論じた『自然法と万民法』第六巻第二章の検討が不可欠です。そこでのプーフエンドルフの主張のポイントは、親権力（現実には父権）は二つの根拠にもとづいているということです。一つは、自然法によって親に課される扶養義務によって。この「扶養」ととりあえず訳したのは“education”ですから、親のへ教育（education）／義務だと言い換えておいてよいでしょう。もう一つは、「子どもの推定される同意（*liberorum praesumptus consensus*）」によつてです。そう明快にプーフエンドルフは主張しています。つまり、父権ないし親権が成立するためには、子どもがそれに同意していることが必要だ、子どもの明示・黙示の同意が必要だということ

す。これは明らかに、子どもを同意の主体、つまり、この父に支配されることについて私は同意している、そういうような同意の主体として子どもを設定するというきわめて画期的な議論になっていたわけです。

したがって、このように子どもを同意主体として位置づけることとの関連で、つまりたんに親に義務があるのだから子どもには権利があるといった類のものでなく、「子どもの完全な権利」という表現がブーフエンドルフにおいてたち現れた、と言うことができるでしょう。では、この同意主体として子どもを捉えるという捉え方は、いったいどこにその原型をもっていたのでしょうか。そう問いかけてみますと、第六卷第二章の第一節がフーゴー・グロチウスの見解の紹介、そして第二・第三節が延々とトマス・ホッブズの『市民論』という本の紹介に終始して、そしてやっと第四節でさきほどの自らの見解が示される、という段取りが気になつてきます。そこで実際に検討してみますと、ホッブズの議論に乗っかるかたちで「子どもの推定される同意」を父権の根拠にするという議論を出していたということがわかります。

じっさい、父的支配（父権）についての章であるホッブズ『リヴァイアサン』（一六五一年）第二〇章には、次のように明言されているのです。

父的支配は、…産みから得られるのではなく、明示的な、あるいは他の十分な証拠によって宣告される子どもの同意（Childs Consent）から得られるものである。

ここで明快に八子どもの同意Vが父権の基礎になるということが書かれてあったわけです。

産み（Generation）によって父権が根拠づけられないという議論は、グロチウスの『戦争と平和の法』（一六二五年）第二巻第五章第一節に対する批判を意図してなされたものです。ホッブズによれば、もし子どもを産むあるいはもうけるということから父権を根拠づけようとすれば、結局根拠づけられなくなります。なぜならば、産みによっては父母二人が常に等しく親なのであって、父的支配の正当性の根拠とはなり得ないからです。そこで、グロチウスは「性の優位」のために男が当然権力をもつという根拠を付け加えざるを得なくなるのですが、それもまた根拠たり得ません。

というのは、男女の間には、必ずしも常に、その権利が争闘なしに決定され得るほどの力や慎慮の差があるわけではないからである。

というわけです。

そしてホッブズは、そもそも子に対する権力は母のものだと言います。つまり、母権こそが本源的呢です、ホッブズにあっては。母権という前提から出発しなければ議論はできない。その母権の本性性を言うときには、ホッブズは例のアマゾネスの伝説をもち出しますが、ブーフエンドルフはそれだけではなくて、前五世紀のギリシアの歴史家ヘロドトスの『歴史』という本の中にルキア人の母系制社会の記述があるのですが、その議論を追加します。そのようにして、母系制ないしは母権の本性性を前提とし

て、にもかかわらずそこから近代の父権制社会を正統化する、そういう困難な課題を抱えこんでその課題をアクロバットのな議論で解決しようとしたのがホップズだったわけですね。

このアクロバティックな論の運びに「子ども」の同意 (Childs Consent) ∨ へ教育 (Education) ∨ という概念を動員することによって、ホップズは困難な課題を解決しようとした。すなわち、本源的母権の根拠に「へ教育 ∨」を措定し、この「へ教育 ∨」は子ども自己保存の保障と等置されるものであるが故に「子ども」の同意 ∨ という根拠もそこにある、としたのです。こうすることによって、たんに母だけではなく父も「へ教育 ∨」者であることによって、また「子ども」の同意 ∨ によって子に対する権力を得ることができるようになるのです。そしてそこに近代社会の父権制的性格という所与の力が働いて、結果として近代父権制は自己再生産されていくことになるのです。それが、ホップズの目論見でした。

それゆえ、母権の本性を言いたてることが近代市民社会の論理に直ちに背反するものだというわけでは必ずしもない、むしろそれはバラドクシカルに（かつアクロバティックに）接合されていた、というところはここで改めて確認するまでもないでしょう。わたしたちは、しかし、以上のようなホップズの論点の中にいくつかの重要な提起があったことについては、改めて注目しておく必要があります。

まず第一は、母権の本性を前提としてしかもその上に近代父権制社会を正統化するという困難なしかし決定的な点で「へ教育 ∨

が位置づけられたということ、に関わっています。そのことは、明らかに、人々を強迫症的に「教育」に駆り立てるという結果を生み出すことになります。「教育」者たらねばならないという強迫観念、あるいは「教育」妄想が近代社会の深部で蠢く理論的根拠は、ホップズによって萌芽的に提出されていたということになります。ですが、わたしがこの点に関して強調しておきたいことは、そのさいの「へ教育 (Education) ∨」という概念が、今わたしたちが使っている言葉で言えば「扶養」とか「養育」とか、あるいはここでのテーマである「子育て」というような、きわめて原初的なイメージで使用されているということです。それはホップズ流に言えば自己保存の保障を本体としているのです。さまざまな高度ないわゆる教育が問題なのではありません。なによりも大事なのは、教育が自己保存を保障するものとなっているかどうかが問われているということです。

これは、このまま「国連子どもの権利条約」の第六条で生命へ権利というかたちで明記されていることに通じています。そして、しかも、この自己保存の保障という議論は、当然、近代の思想史の中ではプロパティの保障という議論となつて展開してゆくものです。プロパティというのは、今はどうしたわけか財産のことではないかとみられることが多いのですが、しかし一七世紀、たとえばロックの中ではプロパティというのは「私に固有 (Unopen) なもの」、つまり生命であり、身体であり、自由であり、財産である。財産というのはただかだか四つ目に最後に出て来るにすぎない

いものなのですよ。だから、プロパティの保障としての $\wedge$ 教育 $\vee$ というのは、当然、生命・身体・自由を保障することを意味していることになるわけです。したがって、 $\wedge$ 教育 $\vee$ において自由権を与えるという主張がここから出てきても、なんらおかしくないということになります。

そして第二は、子どもが同意主体としてホッブズにおいて捉えられたということは、市民 $\parallel$ 大人と同等なものとして子どもが捉えられたということの意味している、ということです。

周知のように、ホッブズの市民社会論は、諸個人を同意主体として作為しその結合契約にもとづいて国家の主権が設立されるというものです。それと同様に、親権も $\wedge$ 子どもの同意 $\vee$ にもとづいて成立する、とされねばならなかったのです。というのも、ホッブズの支配権論の課題は、唯一の権力性格があらゆる場で貫かれるということを示すことにあったからです。なによりも、「家族は小国家である」（『市民論』第六章第一五節）ということが論証される必要がありました。このことによって、子どもが市民 $\parallel$ 大人と同等に同意主体として把握されることになったのです。この把握を、さきにふれた自己保存の保障を軸とする市民的自由権のその後の展開の中で徹底すれば、当然子どものいわば市民的自由権もまた豊かに提起されてくるということになるはずです。

ところが、しかしながら、その後の「子どもの権利」の思想的展開は、肝心の $\wedge$ 子どもの同意 $\vee$ という契機を無視しあるいは明からさまに否定するという転回の歴史を辿ることになります。

その転回に位置するものは、たとえばまずはジョン・ロック『統治二論』（一六九〇年）です。この場合、ホッブズが提出していた子どもの同意という論点についてはまったく言及しません。無視ですね。そうしてもう一つ、ホッブズが提出していた母権の本性性という論点についても、これを擦り抜けるために（わたしにはそのようにしか読めないのですが）、そもそも父権とか母権とか言っているのが悪いのでそうでなく「親権」なのだというふうにして、父権・母権論を回避するということが行なわれました。こうして、同意論を欠いた教育義務という議論が確立します。すなわち、 $\wedge$ 子どもの同意 $\vee$ が父権・親権の根拠になければならないという、近代市民社会論の生成期に言われかけたことが、まったく落とされて、まったく同意論の契機を欠いたままで教育義務が強調されるという事態が生じたということです。同意論の契機を欠くということは、まさに述べました教育妄想に歯止めがかからなくなったということの意味します。このいわば保護主義的な「子どもの権利」という概念がその後の三〇〇年を決定づけた、と言えるはずはです。

$\wedge$ 子どもの同意 $\vee$ に対する敵意は、ロックの追隨者であるフランスのジャン・バルベイラックの場合に顕著に現われます。彼はプーフェンドルフ『自然法と万民法』のフランス語訳を出しますが、その一七二二年版で、第六卷第二章第四節の件の箇所、「子どもの推定される同意」が父権の根拠に据えられている箇所わざわざ註を付すのです。わざわざ註を付けてフランス語で何を書

きつけたかという、こうです。

われわれには子どもの同意などというものを想定することはできない。

こうした転回後の事態が三〇〇年続き、三〇〇年経ったわたしたちの眼にはもう、△子どもの権利▽というものが△子どもの同意▽という契機を含んで生まれかけていたという事態そのものが隠蔽され、見えなくなってしまうというわけです。ですから、その意味では、「国連子どもの権利条約」というのは、三四〇年前に孕まれ生まれかけた議論をもう一度眼前に据えてこれまでの歴史を考え直してみようと提起しているんだ、とわたしには見えるのです。

二 “おとな (inventus)” の復権

——△人間的解放▽△

さて、これまで報告してまいりましたことは「子どもの権利の系譜学」『教育』国土社、一九九〇年十二月）と題する拙稿にもう少し詳しく典拠も含めて発表したことでもありますのでそちらも参照していただければ幸いなのですが、これからはさらに、人間としての子どもと大人の対等な関係を提唱することにつながる同意主体としての子どもという把握がホップズにおいて、つまり一七世紀イギリスにおいてなぜ萌芽的にであれ生成し得たのか、という問題を考えてみようと思います。たしかに冒険なのですが、

△子どもの権利▽という思想がその系譜の始源において背後にどのような大人と子どもの関係を豊かにもっていたのかを考えることは、今大切なことだと思ひあえて冒険をしてみようと思うのです。

まず第一に、一七世紀イギリスあるいはイギリスという言説場（磁場）の子どもをめぐる慣習的狀況の特殊性というものがあつた、と考えられるようにも思われます。それは、端的には、ハインルによって「北西ヨーロッパ結婚パターン」として定式化された家族なるものの特性に表現されるものです。ピーター・ラスレットに代表されまたリグリーとスコフィールドの大著にその集成的成果がみられるケンブリッジ人口史学派の、教区簿冊をもとにした人口動態史研究の数値を具体例に使って、「北西ヨーロッパ結婚パターン」の三つのメルクマールを説明すれば次のようになります。

①neolocal つまり結婚した夫婦が親とは独立に生計を営むこと。

これは、patrilocalやmatrilocalと対比的に言われるものです。一六九五年のKirby Lonsdaleの場合、一〇七世帯のうち両親との共住は一世帯だけで、一〇三組の夫婦のうち九組だけが同じ教区に住んでいる子ども夫婦を有する、という数字があります。結婚している子供は一〇〇人以上にのぼるにもかかわらずです。これが、単婚家族が支配的だということにつながります。一六二一—一八五四年にかんして、単婚家族の世帯は七二・一％を占めています。一世代世帯二五・一％、二世代世帯六九・

表 1

	1550-99	1600-49	1650-99	1700-49	1750-99	1800-49
男	27.2	28.2	28.0	27.8	26.9	26.0
女	24.0	25.9	26.2	26.4	23.3	23.9

表 2

	1571	1601	1631	1661	1691	1721	1751	1781	1811
女%	6	24	18	25	13	7	5	7	11

二％に対して、三世代世帯は五・七％にすぎません。

②高初婚年齢。初婚年齢は、次のような表になります（表1）。とくに一七世紀後半は、男二八歳・女二六歳、という高さです。

③高不婚率、つまり生涯をつうじて結婚しない率が高いということ。生涯不婚率は、次の表のようになっています（表2）。一七世紀後半の一六六一年では、女二五％、というき

わめて高い生涯不婚率を示しています。

こうした特性——これらは現代日本の動向と近似しているのですが——、とくに①は、成人した子供を含めて子への着目を醸成し子の地位を引き上げる方向に働く要因となり得たもののように思われます。じつさい、ポロックとメイトランドのイギリス法史研究では、イギリスにおいて一二・一三世紀以来、未成年の子どもの所有権が認められていたことが記述されています。それにはまた、クスマウルの農業徒弟史研究で指摘されているように、一五七四年—一八二一年という期間で一五—二四歳人口の約六〇％が *servant* であった、ということにみられる平均入職年齢の低さも関連しているでしょう。クスマウルによれば、平均入職年齢は一四歳だったということになります。

すなわち、イギリスでは総体として相対的に子の自立度が高かったということ、そういう社会的背景ないし基盤があつてそれに規定されて同意主体として子どもを記述するそういう把握も生まれかけることができた、というのが第一に考えられることのように思われます。それはたしかに一つの見方です。

しかしながら、わたしには、それだけではなく、もうひとつどうしても必要な論点があるように思えます。つまり、これまでの見方は子の自立度の高さに焦点を合わせようとして考えられているのですが、逆に、大人の地位の低さあるいは大人なるものが絶対的な存在として存在していないという、そういう状況への焦点の合わせ方が必要であると思われるのです。「北西ヨーロッパ結

婚パターン」の②・③は、そうした観点からすれば、漂う大人の像をはのせている数値に見えてきます。

さきの子の自立度が高かったという個人主義的事態もアラン・マクファーレンによれば一三世紀以来さらには『ゲルマニア』以来の事態だとされるものなのですが、漂う大人の像はもっとヨーロッパの古代・中世以来の精神世界と地続きの様相を呈しています。一つのライフ・サイクル図式をまずは提示しましょう。一三世紀の百科全書、ヴァンサン・ド・ボーヴェ『自然の鑑』の中のこれです。

infantia(一7)puertia(14)adulescentia(28)

iuventus(50)gravitas(72)senium

ここでの着目点は、二八歳から五〇歳の今なら大人と言われる年齢層を“iuventus”というラテン語で表現していることです。

この図式を見ると、「七歳までは神のうち」といったふうで七でライフ・サイクルを区切ることはべつに日本常民に特有な事態ではない、とわかります。もっと徹底したものとすると、前五—四世紀のテキストですが、ヒポクラテスの『七について』という、読む度に七という数の美しさを感じさせられてしまうものがあります。

puerulus	7	14	21	35	49	63	98
puer							
adolescens							
juvenis							
vir							
junior							
senex							
puerulus							
puer							
adolescens							
juvenis							
vir							
junior							
senex							

28

56

これですと、年齢の区切りは七の倍数、また全体のステージ数が七、と七で統一されています。一七世紀前後にも、ライフ・ステージを七つに区分する志向は、シェークスピアの『お気に召すまま』に見られますし、近代教授学の父とも称され一七世紀イギリスの教育思想に影響を与えたコメニウスの『世界図絵』にも見られますから、ヒポクラテスの七区分は近代初頭にも根深いものとしてあったように見受けられます。

しかしやはり着目すべきは、一七世紀イギリスのライフ・コースと対応させた場合、平均入職年齢(一四歳)と男の平均初婚年齢(二八歳)の間が“adulescentia”(青年、ヒポクラテスでは“メイラキオン”)と位置づけられているのですが、その後の、つまり二八歳から五〇歳のいわば結婚・親世代の大人を“iuventus”——young人若者——と言い表しているということです。ヒポクラテスの場合には、このステージが「ネアニスコス(juvenis)」と「アネル(vir)」とに下位区分されているということになります。

この“iuventus”というありようがどのようなイメージで捉えられればよいのか。その際、たとえば一六六一年のイギリスの平均寿命が三五・七歳だった、だからもう人生も終りと観念されていた、というように平均寿命で考えることはできません。むしろ平均余命、たとえば一八七一年以前においては三〇歳の女性の平均余命は三〇・五年、四〇歳で二四・五年、というふうに平均余命で考えねばなりません。そのことを当然の前提としたうえで、

わたしたちは、たとえば一四世紀初めのイタリア国民文学、ダンテ『神曲(Divina Commedia)』を想起することができます。冒頭、

私たちの人生行路のなかば頃

正しい道を踏みはずした私は

一つの暗闇の森の中にいた。

と始まり、地獄―煉獄―天国と遍歴・浄化を重ねるダンテの Comedy の年齢は、三五歳のことだったのです。わたしたちは往々にしてこのダンテの年齢を「青年」に想定しがちですけれども、そんなことはないのです。三五歳、まさに「若者(invensus)」の遍歴と浄化が――ヒポクラテスの図式で言えば下位区分である「ネアニスコス(Neaius)」から「アネル(vi)」へのライフ・クライシス(人生の危機)の時点での「渡り」が――、表現されていたのです。この点で、子どもは「おとな」と人間として対等だとイメージされ得ましょう。

このような遍歴と浄化を重ねる「若者」 というイメージを、今言う「大人」ではなく、あえて「おとな」と表現しておきましょう。そうした場合、ダンテの煉獄はそのような「おとな」のライフ・クライシスを乗り越えるためのワタリ空間(リミネール空間)として仕掛けられたものだったということになりますが、その志向はそこで途絶えたわけではありません。同様に、わたしには、「市民社会」も「近代科学」も「近代教育」も、そもそも「おとな(inventus)」のライフ・クライシスを乗り越えるために練り上げられた浄化のためのワタリ空間(リミネール空間)として仕掛

けられたものだったと考えられます。「近代科学」の草分けフランク・ベーコンの新論理学『ノヴム・オルガヌム』(一六二〇年)は、「精神の贖罪 expiatio と浄化 expurgatio」の意志に貫かれ「天国への道」を明らかにすべく構想されたものでした。また、ロックの教育論の本体は、たぶん本人は自覚していなかったでしょうが、「若者」の学習処方箋にありました。じっさい、『学習について』は四〇歳の牧師への学習処方箋、『読書と学習について』は三六歳の「若きジェントルマン」に向けた学習処方箋として書かれたものです。そしてそれらはまさに「現世の巡礼たる我々」という自覚のもとに「巡礼(Pilgrimage)」(『人間知性論』IV・一四・二)の正しい道ゆきを明らかにすべく著されたものだったのです。

しかしながら、ホッブズにあっては鮮明に自覚されていたそのフィクション性「仕掛けが次第に忘却・隠蔽されるにつれて、『市民』」「『大人』」を絶対基準として(成人以前「子ども」期の下位時期区分への熱中)、子どもを未完成な者とのみ位置づけるようになる、というのがその後の歴史だと思われまふ。そこに、すでに詳しく説明いたしました子どもの同意主体からの排除、保護主義への一面化も全面展開されてくるわけですが、しかし、その一番の被害者はじつは「おとな」だったということ、このことをおさえておかなければ片手落ちです。完成された者であるはずという強迫観念を押しつけられ(「政治的解放」のパラドックス)、inventusであることを肯定されなくなり、「おとな」⇔「若者」

inventus√は抑圧され窒息させられ消滅するに至ります。やがて「モラトリアム」の延長の時代なるものがやって来て、子ども期の一つとしての adolescence イメージが大人世代をも覆ってしまふに至ります。これを人は「生涯学習社会」と呼びますが、それは、かつての△おとな√を復権させたものではなく、転回以降精緻に練り上げられた保護主義的「子ども」カテゴリーに大人をも引き摺りこもうとしているにすぎないように思えます。それもまた、かつての△おとな√△若者 inventus√を最終的に忘却させるために眼の前に張りめぐらされる膜なのです。

こうしてみますと、「子どもの権利」の歴史はライフ・サイクルの歴史の一現象面であってそれと連動していることは明らかです。したがって、かつて近代の生成期に胎児として孕まれ胎児のまま葬られた△子どもの権利√を再び見出そうとする試みが、同時に、その母胎である△おとな√△若者 inventus√という大人イメージを再発見し鮮明にする作業へとわたしたちを誘うのも、当然のことでしょう。さらに、結婚・親世代が、inventus(若者)であり得たのは、たとえばヒポクラテスの図式で四九―六三(あるいは五六)歳が「プレスブテス」≡juniorと表現されたことにもみられるように、「元老(senex)」と表現される老人の地位の高さと連関していたことも明白です。△子どもの権利√の問い直しは、老いの問題も含めて、わたしたちのライフ・サイクルと世代間関係のありようを問い直すことへとわたしたちを誘っているのです。